

## 道州制と中四国州について

### 1 道州制について

#### 【道州制とは】

現在の都道府県に代えて、より広い区域を単位とした新しい地方自治体の「道」または「州」を設置するもので、国の権限と財源が大幅に地方に移譲されることにより、道州と市町村が行政の中心となる、言わば「新しい国のかたちをつくる」制度であり、「地方分権改革の究極の姿」である。

#### 【なぜ道州制なのか】

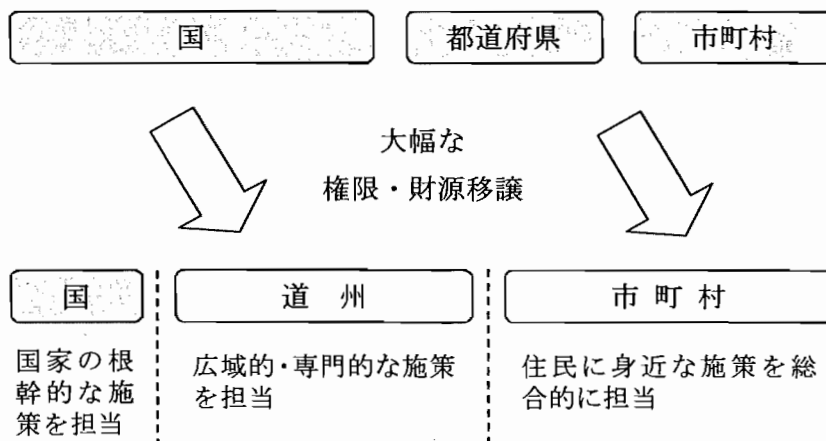
##### <背景>

- ・ 通信基盤・交通基盤の発達等による社会・経済活動の広域化
- ・ 市町村合併の進展と市町村への事務事業の大幅な移譲

##### <必要性>

- ・ 県域を越える広域的な課題や高度・専門的な施策への対応
- ・ 本格的な地方分権の受け皿の確保

#### 【国、道州、市町村の新しい役割分担】



#### 【道州制のメリット】

- ・ 広域的な地域課題に、一元的・総合的に取り組むことができる。
- ・ 産業・文化・自然など、多種多様な特性を効果的に活用した地域経営ができる。
- ・ 重複した事務事業の整理等、国と地方を通じた効率的な行政システムが構築できる。

## 2 道州制に関する全国レベルでの動き

### 【第28次地方制度調査会】

- ・平成18年2月に、「道州制のあり方」について、答申を行った。

#### 〈答申のポイント〉

- 広域自治体改革のあり方の具体策として、道州制の導入が適当と考えられる。
- 広域自治体として、都道府県に代えて道州を置き、道州・市町村の二層制とする。
- 道州の区域として、「中四国州」「中国州と四国州」の双方を含む3案を提示。
- 都道府県の事務は、大幅に市町村に移譲し、道州は広域事務に軸足を移す。
- 国(特に地方支分部局)の事務は、できる限り道州に移譲する。

### 【道州制ビジョン懇談会】

- ・平成19年1月に、道州制担当大臣の下に懇談会が設置された。
- ・平成20年3月に、「中間報告」をとりまとめた。

#### 〈「中間報告」のポイント〉

- 各地域が独自に決定できる「地域主権型道州制」で「新しい国のかたち」を築く。
- 国の権限は、国家に固有の役割に限定する。
- 国民生活に関する行政の責任は、一義的には道州と市町村が担う。
- おおむね10年後の2018年までに、道州制に完全移行すべきである。

- ・平成20年7月に「税財政専門委員会」を、同11月に「区割り基本方針検討専門委員会」をそれぞれ設置し、平成21年度中の最終報告に向け、検討を行っている。

## 【全国知事会】

- ・平成17年7月に、「道州制特別委員会」が設置された。
- ・平成18年11月に、石井知事が、同特別委員会の委員長に就任した。
- ・平成19年1月に、全国知事会として、「道州制に関する基本的考え方」をとりまとめた。

### <「基本的考え方」のポイント>

- 道州制は、地方分権を推進するためのものでなければならない。
- 道州は都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制。
- 国と地方の役割分担を根本的に見直し、内政は基本的に地方が一貫して担う。
- 国の地方支分部局の廃止は当然のこと、中央省庁の解体再編も含めて見直す。

- ・平成19年2月に、同特別委員会に「組織・自治権に関するPT」、「税財政制度に関するPT」を設置して、国・道州・市町村の役割分担、条例制定権(自治立法権)等について、検討を行っている。

## 【その他の動き】

- ・平成20年 6月 「経済財政改革の基本方針2008」を閣議決定  
道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。
- ・平成20年 9月 麻生総理大臣が所信表明演説で道州制導入を明言  
「地域主権型道州制を目指す」と積極的な姿勢を示した。
- ・平成20年11月 日本経済団体連合会が「道州制導入に向けた第2次提言」  
2009年に基本法を制定し、2015年の導入を目指す。
- ・平成20年11月 全国町村会、全国町村議長会がそれぞれ道州制反対で特別決議を行った。  
全国町村会:「強制合併につながる道州制には断固反対」  
全国町村議長会:「更なる市町村合併につながる道州制は行わないこと」

### 3 本県の取組

本県は、平成15年3月、全国に先駆け、「21世紀の地方自治を考える懇談会」報告書において、道州制の導入と中四国州の実現を提案している。

#### <「報告書」のポイント>

- これからの広域的自治体のあり方として、都道府県制度の抜本的な改編が必要であり、道州制が合理的かつ最適な選択である。
- 中国地方と四国地方の、地理的・社会的・経済的な一体性は飛躍的に高まっており、道州制を導入する場合、中国州、四国州とするよりも、中四国州とすべきである。

また、石井知事は、全国知事会を代表する委員として第28次地方制度調査会の審議に参画するとともに、全国知事会の道州制特別委員会委員長として、「道州制に関する基本的考え方」のとりまとめに当たったほか、道州制ビジョン懇談会のメンバーとして、道州制の必要性を訴えている。

さらに、中四国サミット、中国地方知事会、香川や鳥取との知事会議等の場においても、道州制のあり方や中四国州の実現について主張している。

#### 【新おかやま夢づくりプランでの位置付け】

「新おかやま夢づくりプラン」において、道州制と中四国州の実現を目指す旨を明記し、道州制に関する議論が各界各層で活発に行われるよう情報発信の強化を図るとともに、中四国のさらなる連携強化に努めている。

#### <岡山の将来像(長期構想)>

- ・ 2020年頃における目指すべき姿として、道州制の導入と中四国州の実現を目指す。

#### <中四国州推進プロジェクト>

- ・ 気運の醸成
- ・ 中四国の連携強化による広域戦略  
文化交流おかやまの形成、瀬戸内海の再生・活用 など
- ・ 岡山の拠点性を高めるための基盤整備  
三海二山を結ぶ広域交通網等の整備、水島港・宇野港の機能強化 など
- ・ 国際会議・全国大会等を活用した中四国連携

## 【中四国州について】

道州には、地域の特性を活かした質の高い自主的・自立的な施策を実施できるだけの十分な「自立力」と「将来の発展可能性」が必要である。

<自立力> 一定以上の人口と経済規模が必要であり、中国州では不十分。

ブロック	東北	九州	中四国	中国	四国
人口(万人)	963	1335	1176	768	409
総生産(兆円)	32.7	43.2	41.7	28.3	13.4

<発展可能性>

- ・ 優れた景観を有し水産資源も豊富な瀬戸内海
- ・ 日本海・瀬戸内海・太平洋の三海を活用したアジア・世界との直結
- ・ 広域的な交通基盤・物流体系
- ・ 多種多様な自然・気候風土・文化・産業 など

※ 中四国州の施策例

- ・ 瀬戸内海の一体的な水産資源活用と環境保全
- ・ 空港・港湾等の戦略的活用
- ・ 広域的な産業振興戦略の構築
- ・ 大学・試験研究機関等の広域連携
- ・ 広域観光の推進
- ・ 国際会議・全国大会等の誘致・開催
- ・ 広域防災、広域防疫等の危機管理対策 など

## 【平成21年度関連事業】

- ・ シンポジウム、講演会の開催
- ・ 三海倶楽部の展開  
ビジネスリーダーや大学の研究者等により組織された三海倶楽部に参加、協力し、同倶楽部の展開を通じ広域連携や道州制の導入への気運の醸成を図る。
- ・ 出前講座、県広報紙等による各種広報活動

# 道州制の導入を目指して

—世界とつながり自立した「中四国州」の実現—



## ● 道州制とは ●

道州制とは、現在の都道府県を廃止し、より広い区域を単位とした新しい自治体「道」または「州」を設置する制度をいいます。国の権限と財源は大幅に地方に移譲され、地域のことは地域で決める地方分権型社会の実現につながります。

## 分権型社会が求められる時代

成熟社会を迎え、量的な拡大よりも質的な充実に対する住民ニーズが高まる中、個性豊かで活力に満ちた地域を創造するためには、国が全国一律の基準で決めるのではなく、自分たちの住む地域のことは地域の実情に応じて自分たちで決めるという、地方分権型社会を実現することが必要です。

道州制は、国と地方の役割を見直し、国は外交、防衛、司法などに重点化し、内政の大半は地方に委ねる、地方分権改革の究極の姿です。広域的な課題に一元的に対応し、地域の実情や民意を反映した素早い政策展開ができる道州制の導入が、今まさに求められています。

特に、「中四国州」が実現すれば、瀬戸大橋などの物流・交通基盤を生かし、瀬戸内海を一体的に保全・活用することが可能となります。

道州制・中四国州の実現は、将来の岡山の発展にもつながるベストの選択です。県内外を問わず、皆さんにも大いに議論していただき、気運を盛り上げていきましょう。



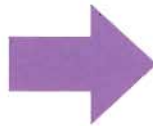
岡山県知事  
石井 正弘

## 道州制・中四国州で真の分権型社会の実現を！

これまで

近代化と経済成長の達成が  
目標

- 中央集権型システム
- 全国一律の国の基準
- 地方の自由度を制約
- 画一的な社会



これから

量的拡大から質的充実へ  
多様な住民ニーズへの対応

- 分権型システム
- 地域の実情と民意の反映
- 自己決定・自己責任の原則
- 個性豊かで活力に満ちた地域へ

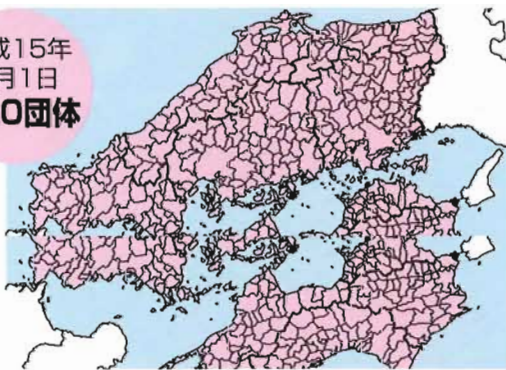
## なぜ、道州制が必要か

近年、都道府県をめぐる状況が大きく変わってきており、それに伴ってさまざまな問題が生じています。道州制は、これらを解決するための、新しい地方自治のあり方の一つと考えられています。

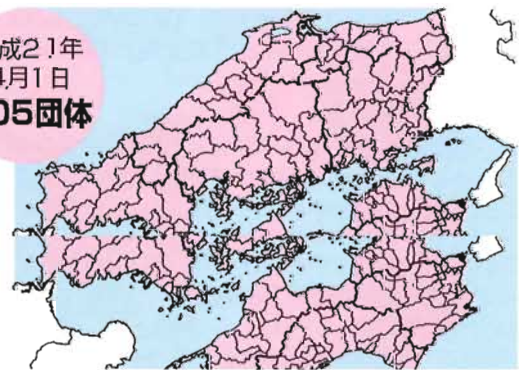
市町村合併の大幅な進展 → 国・都道府県・市町村のあり方が問われています

【参考】中四国地方における市町村合併の状況

平成15年  
4月1日  
520団体



平成21年  
4月1日  
205団体



交通・通信網の発達 → 社会・経済活動が広域化しています

【参考】中四国地方の都市間交通ネットワーク



県の区域を越えて  
取り組むべき課題が増加

- ・ 産業廃棄物の処理
- ・ 土地利用
- ・ 水源管理
- ・ 環境保全 など



都道府県に代わる、さらに広域的な自治体(=道州)が必要に。

# 国や道州、市町村の新しい役割分担

道州制の下では、多くの権限・財源が地方に移譲され、個性豊かで活力に満ちた地域づくりを進めることができます。



## 「中四国州」で地域が変わる

### 道州の区域は「中四国州」で!

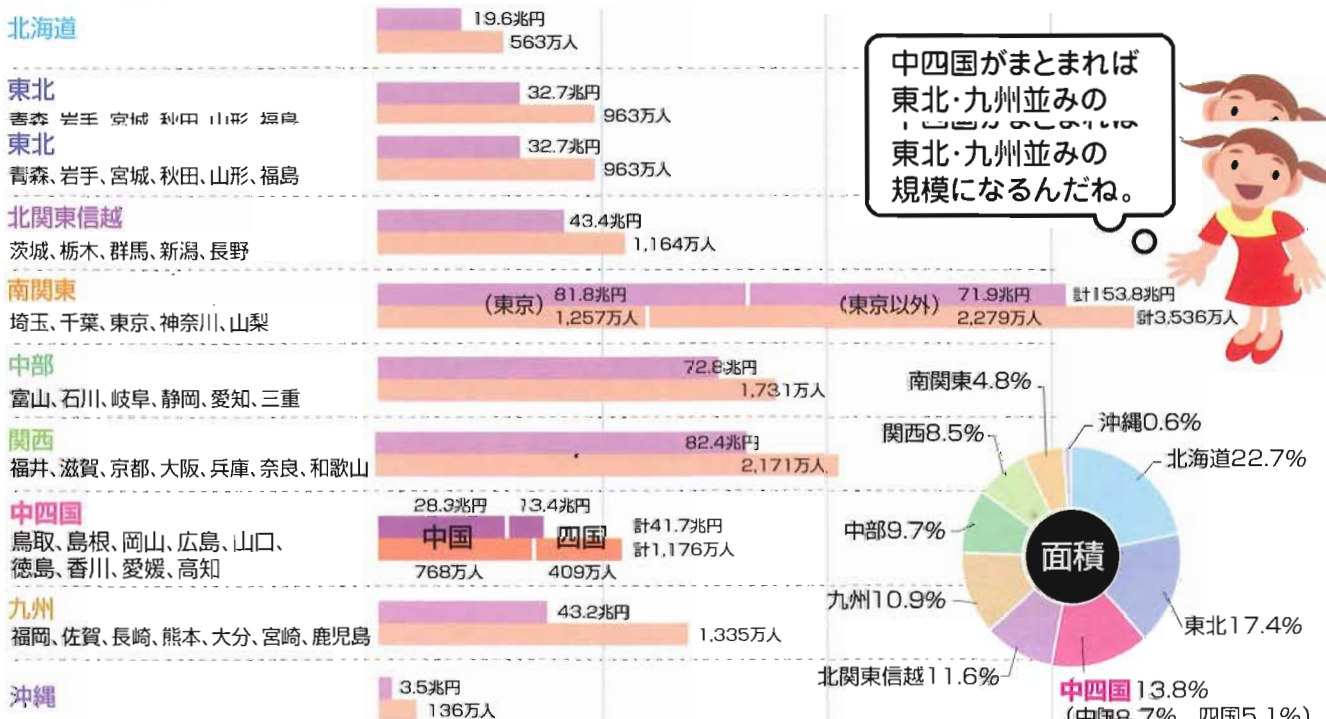
道州には、広域的な政策を迅速・的確に実行できるだけの「規模」と「将来性」を持つことが求められます。区域については、さまざまな考え方がありますが、岡山県では、人口・経済規模で東北・九州に匹敵し、充実した交通基盤や多様な風土を生かせる「中四国州」が最適であると考えています。岡山は、中四国州の中で大きく発展することが期待されています。

### 9道州の区域



## 人口、経済規模などの比較（9道州の場合）

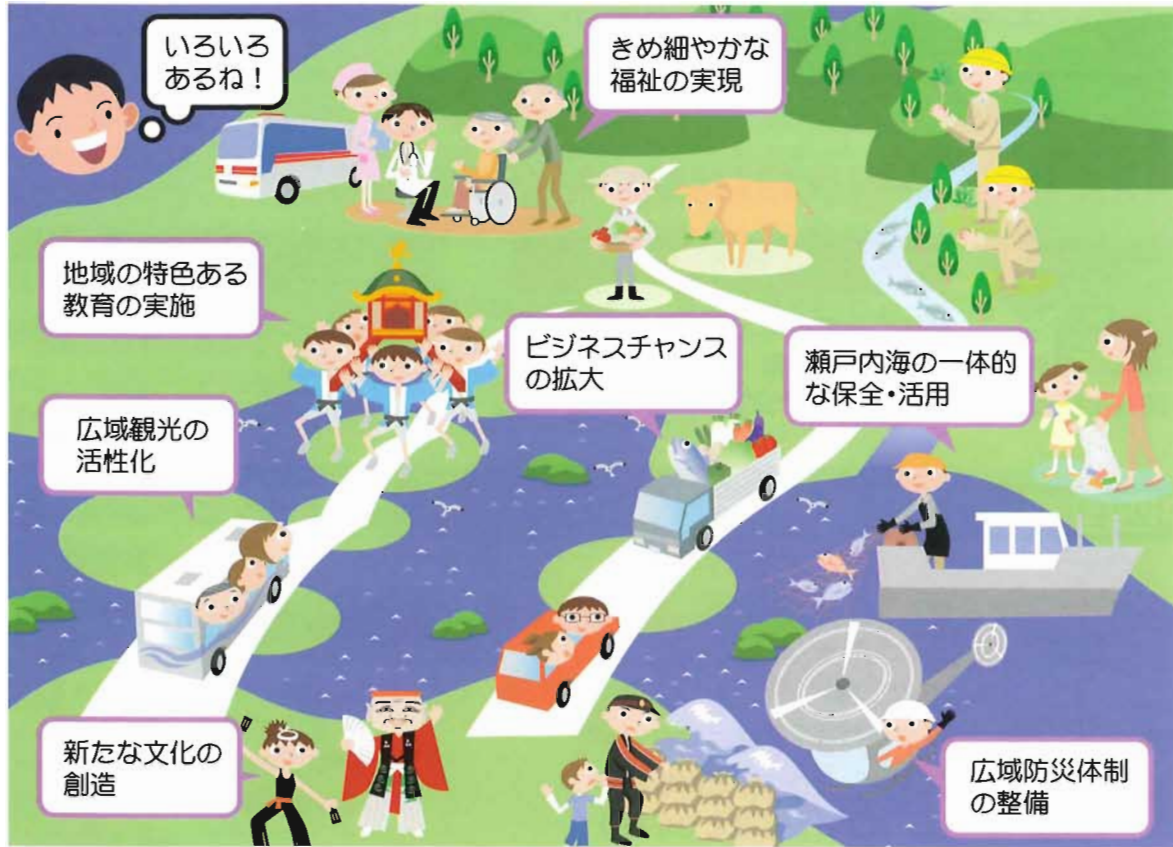
■ 総生産 ■ 人口



(出典) 第28次地方制度調査会答申



## 「中四国州」でできること



## Q & A

Q1

道州制は本当に実現するのですか？

A

岡山県では、全国に先駆けて道州制の導入と中四国州の実現を提唱してきました。最近では、内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会が道州制に関する答申を出し、内閣には道州制の担当大臣が置かれるなど、国レベルの動きも急速に進んでいます。道州制は新しい「国のかたち」をつくる大改革であり、今すぐに実現するものではありませんが、中長期的には実現する可能性が高く、私たちにも将来の道州制の導入を見据えた取組が求められています。

Q2

道州制を導入すると、役所が遠くなる不便に役所が遠くなって不便になったり、地域が衰退したりしませんか？

A

道州制が導入されると、市町村合併のときにはなかった「権限の移譲」が行われます。道州は広域的な仕事に専念し、今までの都道府県の仕事の多くは近くの市町村がまとめて提供するようになるので、むしろ今までよりも便利になるのです。また、道州制の下では、地域が独自の政策を幅広く展開することができます。地域の伝統文化を大事にする教育、一人ひとりへのきめ細やかな福祉、個性を生かした地域づくり活動などにより、地域は衰退するどころか、今よりももっと元気になるでしょう。

Q3

住民は何をすればよいのでしょうか？

A

道州制は、地方分権改革の究極の姿です。これからは、国が何かをしてくれるのを待つのではなく、地域のことは地域で、自主的に、責任を持って決めていくことが求められています。住民のみなさんは、まず、道州制の動きに関心を持ち、中四国州が実現したときの将来の姿をイメージしてみてください。そして、自らの地域を見つめ直し、その特性を生かした地域づくりや、中四国の連携につながる活動に積極的に参画して、地域社会の活性化を共に目指していきましょう。

編集・発行

岡山県

〒700-8570 岡山市内山下2丁目4番6号  
TEL086-226-7402 (政策審議監室)

岡山県ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/>